

第6回 甲賀市空家等対策協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時 平成30年3月27日（火） 9：30～11：15
- 2 開催場所 甲賀市役所 3階 301B会議室
- 3 出席者
 - ・委員 （岩永市長（会長）欠席）、望月委員（副会長）、竹田委員、中川委員、池元委員、寺村委員、西岡委員、森地委員
出席7名、欠席1名
 - ・事務局 建設部 治武次長
住宅建築課 中島課長、藤丸室長、赤尾主査
- 4 協議事項等
 - (1) 特定空家等の措置に関する協議
 - (2) 空き家除却事業補助金交付要綱（案）に関する協議
- 5 連絡事項

【会議内容】

1. 甲賀市市民憲章唱和

2. 《望月副会長あいさつ》

皆さま、おはようございます。昨年4月から1年間協議を重ねて今回が今年度の最終となります。1年間お疲れ様でございました。甲賀市の働きかけによって、今まで放置されてきた諸問題を抱えた空き家が少しずつではありますが解決に向いていると思っています。甲賀市民の皆様のためにお役に立てているのかとこの一年間を振り返るとそのように思います。少しずつではありますが何も働きかけをしないよりはしっかりと働きかけをして、空き家の所有者に意識を持ってもらうことが大切だと考えます。

全国的には田舎より都会の方が空き家の数が増えてきていると聞いております。これから非常に大きな問題になっていくと思います。私の仕事では空き家を壊すよりも活用するという考えを考えます。少子高齢化で人口減少が進む中であるものをいかに活用するのかということを考える一方で家を新築するという選択をされる場合もあります。新たに家を建てるということは、長い目で見ると空き家を増やすことに繋がります。このことについては、今後考えていかなければならない問題です。

私たちは一步一步甲賀市の皆様の安心と安全を守るという観点から空き家対策を少しずつでも進めていきたいと思っておりますので今後もよろしく願いいたします。

3. 協議事項

甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例施行規則第10条第3項に基づき副会長に議長を依頼

副会長：それでは、協議事項に入らせていただきます。最初に事務局より説明をしていただき、その後、委員の皆様からご意見・ご質問をいただきたいと思っております。

協議事項1) 特定空家等の措置に関する協議

- 副会長 : それでは、協議事項1について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 : 《特定空家等に認定され措置が完了していない11件について所有者等の対応・経過について説明》
- 副会長 : ただいまの説明についてご意見・ご質問等をお願いします。
- 委員A : 抵当権が設定されていても債務が完済されていれば、抵当権を外す手続きをしなくても解体しその後、滅失登記をすればよい。抵当権者の不利益にならなければよい。
- 事務局 : わかりました。ありがとうございます。
- 事務局 : 調査ID297の物件は税務課と庁内連携をし、今後動いていく予定です。
- 委員B : 差置送達をされた調査ID72の物件についてですが、所有者の入院先を把握されているのであれば、所有者本人と会うことを検討された方が良いのでは。病院まで行くのもどうかとも思うが、相続で所有者が変わると対応されることが非常に難しいことが予想されるので。
- 事務局 : それも一つの方法ですので検討します。ありがとうございます。

協議事項2) 空き家除却事業補助金交付要綱(案)に関する協議

- 副会長 : それでは、協議事項2について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 : 《空き家除却事業補助金交付要綱(案)に関する協議について》
- 副会長 : ただいまの事務局の説明についてご意見・ご質問をお願いします。
- 委員C : 延べ面積はどのように確認するのか。登記と違うことも考えられる。
- 事務局 : 申請主義ということで申請頂いた内容を信じるしかないが、解体業者は見積り作成時に必ず大きさを現場で確認すると思います。
補足ですが、前回の協議会で「委任されたものに法人は含むのか」というご質問ですが多賀町に確認したところ法人は含むとのことでした。所有者が法人の場合はダメですが、個人の所有で法人に委任するというのは可能です。
- 委員D : 除却後の更地を地域活性化のために供されることという条件がつく場合は、抵当権者がこの補助金を使って解体することに同意されない可能性がある。
- 事務局 : そうですね。それも含めて同意をもらって頂かないとダメですね。
- 委員B : 法人の所有であっても個人に名義変更されたら補助対象になるか。
- 事務局 : 補助対象になります。県を通じて国に確認しましたが、制度の趣旨が周りに悪影響を与えている住宅を解体したり地域活性化のためにを解体したりするためのものなので、補助対象になります。
- 委員E : 適正な解体工事を行うのかどうかということには触れていないが、近所への騒音や埃などの配慮についても確認した方がよいのでは。
- 事務局 : 交付決定通知書の交付条件で近隣への配慮について記載するようにします。
- 委員A : 工事完了後に現地確認には行くのか。
- 事務局 : 写真提出を求めているので写真で確認しますが、わかりにくいものなどは現地確認に行きます。
- 委員E : 樹木の根など地中に埋まっているものはどのように確認するのか。
- 事務局 : 根など地中に埋まっているものの確認は難しいと思います。

委員F : 他の制度等で補助金の交付を受けるものは補助対象にならないとあるが、実際他の補助制度はあるのか。

事務局 : 現段階ではありません。今後のための記載です。

副会長 : ありがとうございます。協議事項は以上となりますが、その他全体を通して確認事項はよろしいでしょうか。それでは、本日の協議事項が終了しましたので、議長の任を解かせていただき事務局へお返しします。

4. 連絡事項

事務局 : それでは連絡事項について説明させていただきます。

《連絡事項》

- ・平成30年度第1回の会議の予定について
- ・委員変更の場合の報告について

事務局 : 最後に、閉会にあたりまして、建設部次長の治武がご挨拶申し上げます。

治武次長 : 貴重なご意見・ご指導をいただき誠にありがとうございました。ご意見いただいた部分については早急に修正させていただきます。また、資料につきましては今後できるだけ事前に送付させていただくようにします。

3月23日に内示がございまして中島と藤丸が異動となりました。この後にご挨拶させていただきます。後任は都市計画課の井口と上下水道総務課の福田というものになります。今後ともよろしく願いいたします。

事務局 : ありがとうございます。なお、本日の会議録については事務局にて作成後、皆様に送付をさせていただきますのでよろしくお願い致します。これをもちまして協議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。